

監査委員制度について

監査委員制度

監査委員は、地方自治法に位置付けられた制度で、他の執行機関から独立して設けられています。

監査委員は、主に町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的、合理的な運営がなされているかどうかを監査します。

監査委員構成等

本町の監査委員は、識見委員、議員のうちから選任される委員の2人で、町長が議会の同意を得て選任します。

委員名簿

区 分	氏 名	任 期	備 考
識見監査委員	野村 哲朗	平成30年4月1日～ 令和4年3月31日	代表監査委員
議員選出監査委員	奥村富士雄	平成31年4月30日～ 令和5年4月29日	